（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令の廃止）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令（平成二十三年経済産業省令第六十一号）は、廃止する。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を削る。

（電気事業法等の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　電気事業法等の一部改正に伴う施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を削る。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第四号を削る。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令の一部改正）

第六条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令

第一条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第四十二条第二項」を「第八条の二第二項」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号を一号ずつ繰り上げ、同条を第二条とする。

第四条第一項中「指定入札機関」を「入札実施機関」に、「第四十二条第一項前段」を「第八条の二第一項前段」に、「様式第二」を「様式第一」に改め、同条第二項中「指定入札機関」を「入札実施機関」に、「第四十二条第一項後段」を「第八条の二第一項後段」に「様式第三」を「様式第二」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「指定入札機関」を「入札実施機関」に、「第四十四条」を「第八条の三」に、「様式第四」を「様式第三」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「指定入札機関」を「入札実施機関」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第四十五条第一項」を「第八条の四」に、「事項」を「もの」に改め、同条第二項中「法第四十五条第一項の」を削り、「入札業務を行う事務所ごと」を「入札実施機関」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削る。

第九条中「指定入札機関（経済産業大臣が法第五十条第一項又は第二項の規定により指定入札機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定入札機関であった者。以下この条において同じ。）」を「入札実施機関」に、「第五十一条第二項」を「第八条の五第二項」に改め、同条第三号中「指定入札機関」を「入札実施機関に改め、同条を第七条とする。

第十条中「第七十六条第三項」を「第五十二条第三項」に、「様式第五」を「様式第四」に改め、同条を第八条とする。

様式第一を削り、様式第二を様式第一とし、様式第三から様式第五までを一ずつ繰り上げる。